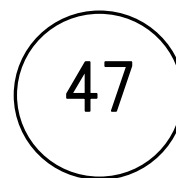


令和3年度「学校いじめ防止基本方針」

学 校 名	福岡県立修猷館高等学校
課 程 又 は 教 育 部 門	全日制課程

学校番号



1 本校におけるいじめ防止等のための目標

いじめから一人でも多くの生徒を救うために、生徒を取り囲む大人は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。

いじめが全ての生徒に関係する問題であることを認識し、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにする。また、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。

生徒がいじめを受けた場合、当該生徒の生命及び心身を保護することを最優先とする。また、いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。さらに、国、福岡県、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

いじめの防止等のため、本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、福岡県教育委員会とも適切に連携し、学校の実情に応じた達成目標を設定し、取組・対策を推進するとともに、定期的にその達成状況を評価する。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止のために、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。部活動においては、いじめのない環境で実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について機会を捉え顧問が指導を行う。また、集団の一員としての自覚や自信を養うことにより、ストレスに負けず、互いを認め合える人間関係・学校風土を維持する。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。また、障がい（発達障がいを含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる。

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点及びいじめの未然防止に関する内容等について

て、全ての教職員の共通認識と正しい理解の促進、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を、年に複数回、計画的に実施する。

研修テーマとして、次のものを取り扱う。

- (1) いじめに向かわせない態度・能力の育成
- (2) 一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくり
- (3) ストレスに適切に対処できる力の育成
- (4) 自己有用感や自己肯定感の育成
- (5) 個別の配慮が必要な生徒（発達障がい・性同一性障がい・アレルギー等）に関する情報共有 等

また、生徒に対しても、全校集会やホームルーム活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していく。

未然防止の取組が成果を上げているかどうかについて、日常的に生徒の行動の様子を把握し、定期的なアンケート調査（生徒意識調査・保健調査を含む）や生徒の欠席日数などを検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討する。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

いじめの早期発見のために、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

（2）いじめの早期発見のための措置

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、保健室や相談室の利用、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。また、休み時間や放課後の雑談の中等で生徒の様子に目を配り、日直日誌等を活用して交友関係や悩みを把握し、個人面談の機会を活用する。

教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関やスクールサポーター等の専門機関との連携を図る。

保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

「いじめ防止対策委員会」においてアンケート調査の結果や教育相談の実態等の情報を共有し、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策委員会」を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、

生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

インターネットを利用したいじめは、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質があることや、ネット上で拡散してしまった情報に対する対応が困難であること、一つの行為が多方面に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、ネットパトロールなど、ネット上のいじめに対処する体制を整備する。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対して事情を確認した上で適切に指導し守り通す。いじめたとされる生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部専門機関との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、これらの事案を把握した段階で、管理職が県教育委員会へ電話で第一報を行う。

また、部活動において顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」において直ちに情報を共有する。その後は、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、全職員で情報を共有する。事実確認の結果は、校長が責任を持って県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

部活動において、部活動指導員、非常勤講師等が指導を行う場合は、指導を開始する前に上記対応について、周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊心が低下しないように留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組

むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉医療等の専門家など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉医療等の専門家など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、個別の指導計画により指導する。さらに、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。

ただし、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局に協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して、「いじめ防止対策委員会」にて校長が判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性等からさらに長期の期間が必要とされる場合には、この目安にかかわらず、福岡県教育委員会または本校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒が本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○「いじめにより」とは、上記1、2に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることをいう。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

○「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、福岡県教育委員会を通じて福岡県知事へ事態発生について報告する。重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策推進法第28条にもとづき、事実関係を明確にするために、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を調査する。

(2) 調査結果の提供及び報告

福岡県教育委員会又は本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査の組織・方法・経過及

び事実関係等を、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果については、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含めて、県教育委員会を通じて福岡県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ防止対策委員会」

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

イ いじめの相談・通報の窓口となる。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

オ 基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

ア 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 調査においては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することに留意する。

ウ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校のいじめの問題への取組状況を評価するとともに、「いじめ防止対策委員会」において、いじめの問題への効果的な対策が講じられているかどうかを検討し、その結果を指導の改善に活かすようにする。特に、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。